報第２号

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

平成２７年６月１日提出

高山市長　　國　島　　芳　明

記

No.	項　　目		内　　　　容	
1	発生時期・場所		平成２７年２月２７日　午後６時２０分頃 高山市久々野町無数河４２番地２先（市道橋場西洞線）	
	事故の概要		道路上にできた陥没穴による走行中の車両破損事故	
	相　手　方		[redacted]	
	事故の種類		人　身	物　損（左フロントタイヤ等）
	被害総額・市の過失割合		—	１６，８４８円・１００分の２０
	賠　償　金		—	３，３６９円
	内訳	保険金	—	３，３６９円
		一般財源	—	０円
	専決年月日		平成２７年５月１９日　地方自治法第１８０条第１項	
2	発生時期・場所		平成２７年２月２７日　午後６時５０分頃 高山市久々野町無数河４２番地２先（市道橋場西洞線）	
	事故の概要		道路上にできた陥没穴による走行中の車両破損事故	
	相　手　方		[redacted]	
	事故の種類		人　身	物　損（左フロントタイヤ）
	被害総額・市の過失割合		—	１２，３１０円・１００分の２０
	賠　償　金		—	２，４６２円
	内訳	保険金	—	２，４６２円
		一般財源	—	０円
	専決年月日		平成２７年５月１９日　地方自治法第１８０条第１項	

No.	項　　目			内　　　　容	
3	発生時期・場所			平成２７年２月２８日　午前８時頃 高山市久々野町無数河４２番地２先（市道橋場西洞線）	
	事故の概要			道路上にできた陥没穴による走行中の車両破損事故	
	相　手　方			[redacted]	
	事故の種類			人　身	物　損（左フロントタイヤ等）
	被害総額・市の過失割合			―	７９，２７２円・１００分の２０
	賠　償　金			―	１５，８５４円
		内訳	保 険 金	―	１５，８５４円
			一般財源	―	０円
	専決年月日			平成２７年５月１９日　地方自治法第１８０条第１項	